

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 16 件 |
| 国民年金関係                        | 7 件  |
| 厚生年金関係                        | 9 件  |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 18 件 |
| 国民年金関係                        | 1 件  |
| 厚生年金関係                        | 17 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から平成3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から平成3年2月まで

私は、昭和61年に市役所の窓口で、厚生年金保険料と国民年金保険料を300月納付しないと老後に年金が受給できないと聞いたので、国民年金の加入手続をして、平成3年3月に保険料を口座振替で納付するまでは、送付された納付書により保険料を金融機関で納付していたにもかかわらず、平成16年に社会保険事務所で被保険者期間の記録照会をしたところ、年金記録が無いことが分かった。昭和61年1月から平成3年2月までの納付書による納付をしていた期間の年金記録が空白となっているのはおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年に市役所で年金受給に必要な保険料納付期間の計算をしてもらった上で、国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が42歳であった昭和61年1月30日に夫婦連番で同手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立人の記憶と一致している。

また、申立人は、市役所から送付された納付書により、郵便局及び銀行で国民年金保険料を納付したとしているなど、納付していた状況を具体的に記憶しており、市の収滞納一覧表によると、申立期間の納付書が発行されていたことが確認できることから、申立人の主張に信ぴょう性がうかがえる。

さらに、社会保険庁の記録では、厚生年金保険被保険者記録との統合処理に伴う国民年金の記録訂正が平成3年以降に行われているが、申立人が所持している年金手帳の記録及び社会保険庁が管理する厚生年金保険被保険者名簿を

見ると、市役所は、昭和 60 年ごろに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の  
ほぼすべてについて把握して、申立人に説明していることが推認できることか  
ら、申立人の主張の信ぴょう性は高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国  
民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和42年1月から同年3月まで  
③ 昭和43年10月から47年3月まで

私は20歳になった後も国民年金については母親に任せていたので、昭和47年に31歳で結婚する時まで母親が加入の手續や保険料の納付を行ってくれました。結婚した時、母親から今後も国民年金保険料の納付を続けるようきつく言われました。母がきちんと納付してくれたと信じています。未納期間があるなど信じられません。詳しい調査をお願いします。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が所持している国民年金手帳を見ると、昭和41年度の検認記録欄のうち、申立期間②に係る欄には、検認印が認められないものの、当該検認記録欄に対応する41年度の国民年金印紙検認台帳については、本来、割印を押印し、切り離して、保険料の納付についての確認処理が行われるべきところ、切り離されずに手帳に残っていることが確認でき、適正な事務処理が行われなかったことがうかがえる上、申立期間②は国民年金手帳の更新時期に当たり、手帳更新後に保険料納付が行われた等の事情により、当該手帳における記録処理が適正に行われなかった可能性が推認できる。

また、申立期間②の前後は納付済みである上、申立期間②の前後を通じて、保険料を納付したとする申立人の母親の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の3か月のみが未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①及び③については、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっており、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与していないため、保険料の納付状況が不明である上、申立人の母親が当該期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①については、申立人が所持している国民年金手帳によると、申立期間①に係る検認記録欄には、検認印が認められない上、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の兄についても当該期間の保険料は未納となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年4月まで

私は、夫が失業中に、社会保険庁から第3号被保険者になったと通知のハガキが来て、おかしいと思って、市役所に行った。国民年金保険料は、ずっと口座振替にて納付していたのに、未納期間があることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月17日に国民年金手帳記号番号が払い出されて以降、60歳に到達するまで、申立期間を除く国民年金加入期間(303か月)に保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、社会保険庁が「昭和61年4月から第3号被保険者に該当する」旨を申立人に通知したハガキを所持しており、「第3号被保険者に該当しない」と市役所に申し出たとする申立人の主張は、当該通知のハガキに市役所の対応窓口を備忘録として記入していることから、信ぴょう性が高い。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳及び市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の上記の主張どおり、申立期間については、国民年金に任意加入していた申立人が、昭和61年4月から第1号被保険者となっていることがうかがえるものの、当時の社会保険庁のオンライン記録では、第3号被保険者期間とされており、納付記録の管理に不適切さがみられることから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月、57年4月、同年5月、同年12月及び58年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで  
② 昭和45年3月  
③ 昭和57年4月及び同年5月  
④ 昭和57年12月及び58年1月

私は、昭和42年にA市役所に行って国民年金に加入したが、年金保険料は将来の財産と思って、欠かさず私が納付してきた。45年2月にB市に転居したが、そのときの手続も保険料納付もきちんと行っていたはずだ。

B市に転居してしばらくしてからは口座振替で保険料を納付してきたので、昭和57年度の未納が4か月もあるはずが無い。

平成19年に国民年金を裁定請求する際に上記期間が未納であることが分かった。国民年金に加入してからはきちんと保険料を納めているし、保険料を納付できない時は免除手続をしているのに、未納があるとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年12月に国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出された以降、申立期間②、③及び④以外に保険料の未納期間は無く、強制加入と任意加入の変更手続も適切に行っていることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②の保険料の納付について、申立人は、昭和45年2月ごろにA市からB市に転居した後に、B市で同年3月以降の保険料を納付していたはずであるとしているところ、同市役所が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人は同年2月にA市から転入した記載があり、申立内容とほぼ

一致する上、転入先のB市で保険料の納付が可能であることから、申立期間②の保険料を納付していたと考えても不自然さは無い。

さらに、申立期間③及び④の保険料の納付について、申立人が提出した当時の口座振替記録によると、申立期間③及び④の保険料の納付に関して、口座振替できなかつた記録があるものの、B市は口座振替が行われなかつた翌月には納付書による勧奨を行っていたとしている上、当時、社会保険事務所からも過年度納付書の送付をしていたとしており、申立期間④より後の昭和59年2月及び同年3月の保険料を60年1月に納付書により過年度納付していることが確認できることから、同様に、申立期間③及び④の保険料を納付書により納付していたと考えても不自然さは無い。

一方、申立期間①について、申立人の夫についても当該期間の国民年金保険料が未納であることに加え、申立人は当該期間の保険料を過年度納付したとする具体的な記憶は無い上、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月、57年4月、同年5月、同年12月及び58年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から43年3月まで

私は、結婚後、夫に勧められて、国民年金に加入することにした。加入手続は夫の父が行ってくれた。夫は、店を営んでおり、私も一緒に働いていた。国民年金保険料は、市場の役員が、毎月、店舗兼住居に集金に来ており、夫婦二人分を一緒に納めていた。

ねんきん特別便が届き、未納期間があることを知った。震災で領収書等の書類もすべて無くしてしまった。保険料を集金していた市場の役員も既に亡くなってしまい、証明できるものは何も無い。しかし、申立期間当時は、結婚し子供も生まれ、責任ある立場になったことを認識しており、昭和43年まで、国民年金に加入していないとは考えられない。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料額の推移、当時所持していた国民年金手帳及び納付方法について具体的に記憶しており、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、市役所又は社会保険事務所が作成・発行した申立期間直後の昭和43年度及び44年度の納付書・領収証書を所持しているところ、いずれの納付書・領収証書においても、その納入者欄には、申立人自身の氏名及び住所が記載されているにもかかわらず、国民年金手帳記号番号欄には、申立人の実母の国民年金手帳記号番号が記載されていることが確認できる。この点について、社会保険事務局によると、誤った事務処理が行われた可能性があり、その後の経緯についても不明であるとしており、このころの申立人の年金記録については適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。このことから、申立期間についても、申立人の実母の国民年金手帳記号番号で事務処理が行わ

れたことにより、未納と記録された可能性を否定できない。

さらに、申立人は、加入手続を行ったとする昭和 39 年度以降、申立期間を除き、60 歳に到達するまで保険料の未納期間は無く、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から43年3月まで  
申立期間のころに結婚し、姓を変更し、住所をA市からB市に移転している。保管している年金手帳によると、昭和43年3月4日に住所変更となっているが、実際には42年12月ごろに住所の移転をしており、それ以降はB市にて集金人に保険料を納付していたと思う。年金手帳を見ると、同市の印鑑が43年2月27日付けで3か月分（43年1月から3月まで）押されているにもかかわらず、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間と同一年度内の昭和42年4月から同年7月までの4か月分の国民年金保険料が当初納付済みとなっていたところ、厚生年金保険加入期間との統合により、当該期間の国民年金保険料が、平成13年6月28日付けで還付されていることが確認できる。

また、社会保険事務所が管理する申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、昭和42年度における保険料の納付月数は4か月となっているものの、納付があった該当月は不明となっており、社会保険事務所では、上記期間に係る国民年金保険料の還付が適正であったかどうかは分からないとしている。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立期間のうち昭和43年1月から同年3月までの3か月分について、同手帳の検認印欄にB市の検認印が押印されていることが確認でき、昭和42年度に係る申立人の国民年金保険料の納付が4か月と記載されている国民年金被保険者台帳の記録と相違するなど、申立人に係る納付記録が適正に管理されていたとは言い難い。

加えて、申立期間は短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年10月まで

私は、夫に勧められ、昭和36年4月から、夫と共に国民年金に加入し、それ以降、夫と共に国民年金保険料を納付した。

ねんきん特別便が自宅に送られてくるまで、昭和36年4月からA社に勤めるまでの申立期間について、保険料を納付したと思っていたが、納付記録が無いとされていることを知って大変驚いた。当時、夫からも保険料を納付するよう厳しく言われていたので納付しているはずである。調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年6月から40年10月までの期間については、i) 社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において、被保険者の申出により、38年6月13日に被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できること、ii) 同事務所が保管する国民年金被保険者原票において、納付記録の38年6月の欄に資格喪失と押印されているとともに、同月13日に資格喪失した旨の記載が確認できることから、当該期間について申立人は国民年金の被保険者としては取り扱われておらず、未加入の期間となり、保険料を納付することができたとは考え難い。

また、申立人が、当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から38年5月までの期間については、

申立人の国民年金手帳記号番号は36年2月18日に払い出されており、申立人は、当該期間の保険料額、当時所持していた国民年金手帳及び納付方法について具体的に記憶している上、当時同居していた申立人の弟及び申立人の夫の妹によると、申立人が当時、国民年金保険料を納付している旨の話をしていたことを覚えているとしていることから、当該期間の保険料については納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和46年6月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月16日から同年6月16日まで

私は、昭和44年5月14日にB社（現在は、C社）に入社し、平成20年9月6日に退職するまで継続して勤務していたが、関連会社のA社からD社に異動した際、昭和46年4月16日から同年6月16日までの2か月間の厚生年金保険の記録が欠落している。この期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

E社から提出された人事記録及び厚生年金基金の記録により、申立人が、C社及びその関連会社において、昭和44年5月14日から平成20年9月6日まで継続して勤務し（昭和46年6月16日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年3月のA社に係る社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの期間及び63年1月から同年3月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、57年1月から同年3月までは24万円、63年1月から同年3月までは34万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年ごろから38年ごろまでのうち4か月程度  
② 昭和36年ごろから38年ごろまでのうち2か月程度  
③ 昭和37年ごろから39年ごろまでのうち8か月程度  
④ 昭和38年ごろから39年ごろまでのうち3か月程度  
⑤ 昭和52年4月1日から55年3月1日まで  
⑥ 昭和55年10月27日から平成3年4月21日まで  
⑦ 平成4年6月1日から5年6月28日まで

昭和36年ごろから38年ごろまでのうち4か月程度について、私は、姉の紹介でA社で働くようになり、仕事をしていた。B氏とC氏の共同経営の事業所で、従業員は5人程度であった。

昭和36年ごろから38年ごろまでのうち2か月程度について、私は、D社にて営業をしていた。当時の従業員数は5人程度であった。

昭和37年ごろから39年ごろまでのうち8か月程度について、私は、E社F社支社にて営業をしていた。当時の従業員数は30人から40人程度であり、同僚や運転手、寮母の氏名を記憶している。

昭和38年ごろから39年ごろまでのうち3か月程度について、私は、G社にて、営業をしていた。社長はH氏で、同僚にI氏がいたことを記憶している。

上記期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いので調べてほしい。  
また、J社、K社及びL社について、それぞれの事業所において営業の仕事をしていて、厚生年金保険被保険者記録はあるが、営業歩合給が標準報酬月額に反映されておらず、標準報酬月額が適正ではないので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間⑥については、申立人は当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間⑥のうち、昭和57年1月から同年3月までの期間及び63年1月から同年3月までの期間に係る標準報酬月額については、K社に保管されている賃金台帳に記載された保険料控除額から、昭和57年1月から同年3月までを24万円、63年1月から同年3月までを34万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所から提出のあった申立人に係る被保険者標準報酬改定通知書（a. 昭和57年4月7日受付、同月13日通知、b. 63年3月25日受付、同月29日通知）を見ると、a. では、従前の標準報酬月額19万円から同月額24万円に（納入告知は57年4月分から）、b. では、従前の標準報酬月額20万円から同月額36万円に（納入告知は63年4月分から）、それぞれ改定されていることが確認できる。その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額（それぞれ24万円及び34万円）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間⑥のうち、昭和57年1月から同年3月までの期間及び63年1月から同年3月までの期間以外の期間については、K社に保管されている賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁で記録されている標準報酬月額と一致又はそれ以下であることから、当該期間の標準報酬月額を訂正する必要性は認められない。
- 3 申立期間①については、申立人は、その姉の紹介で、B氏及びC氏が共同経営する事業所（申立人はA社としている。）で勤務したとしているところ、申立人の姉は、それを裏付ける証言をしている。

しかしながら、社会保険庁の記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない上、申立人は、当該事業所の従業員数は5人程度であったとしており、適用事業所となるべき従業員数（常時5人以上）を満たしていなかった可能性がある。

また、申立人は当該事業所の共同経営者及び元同僚の合計3人を記憶しているものの、社会保険庁の記録によると、当該期間に当該3人の厚生年金保険被保険者記録も確認できない上、当該元同僚の連絡先は不明であり、当時の状況について証言を得ることもできない。

さらに、当該事業所の事務手伝いをしたとしている申立人の姉は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったか、給与から保険料を控除していたかは不明であるとしている。

- 4 申立期間②については、社会保険庁の記録において、D社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない上、申立人は、当該事業所の従業員数は5人程度であったとしており、適用事業所となるべき従業員数（常時5人以上）を満たしていなかった可能性がある。

また、申立人は、事業主や元同僚の名前を記憶しておらず、当時の状況を確認することができない。

- 5 申立期間③については、申立人は事業所名をE社としているものの、元事業主及び元同僚の証言により、正しくはM社であり、申立期間当時に、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、M社の当時の事業主の証言によると、試用期間があり、最低3か月は厚生年金保険に加入させていなかったとしている上、当時の給与計算担当者の証言によると、当該事業所にはアルバイト従業員が多く、正社員でも厚生年金保険に加入していない者もいたとしている。

また、当該事業所の当時の営業課長によると、8か月程度、営業職をしたとしても社会保険に加入することは無かったとしている上、社会保険庁の記録によると、申立人が記憶している営業職の元同僚（申立人より長期間勤務）についても当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる10人（当時の事業主及び給与計算担当者を含む。）に、申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、8人（当時の事業主及び給与計算担当者を含む。）から回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

- 6 申立期間④については、社会保険庁の記録において、申立人がG社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない上、申立人が記憶している当時の事業主及び元同僚の所在が不明であり、当時の状況を確認することができない。

また、社会保険庁の記録において、G社が当該期間に適用事業所であった記録が確認できるところ、当時の元従業員10人（当時の事業主を含む。）に申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況並びにN市における営業所の有無等について照会し、6人（当時の事業主を含む。）から回答があったものの、複数の者がN市に営業所は無かったとしており、申立人の在籍についても裏付け

る証言は得られない。

- 7 申立期間⑤については、J社の当時の事業主及び給与計算担当者によると、営業職の給与は基本給及び歩合給を支給しており、歩合給を含めた総支給額を社会保険事務所へ届け出て、社会保険事務所からの通知に基づいて、給与から適切な保険料を控除していたとしている。

また、申立人に係る社会保険庁の厚生年金保険被保険者原票で確認できる当該期間の標準報酬月額欄に改ざん等をうかがわせる不自然な点は見当たらない上、社会保険庁の記録によると、当該期間に申立人と同様に営業職であった2人の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同程度であることが確認できる。

さらに、申立期間当時、J社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる9人（当時の代表取締役及び給与計算担当者を含む。）に、給与明細書の有無等の保険料控除の状況について照会し、7人（当時の代表取締役及び給与計算担当者を含む。）から回答があったものの、申立期間において申立人の給与から申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言や証拠は得られない。

- 8 申立期間⑦については、L社の当時の給与計算担当者の証言及び元同僚が所持している確定申告書（控え）により、申立人を含め営業職の従業員は社会保険庁に記録されている標準報酬月額以上の月収を受けていたことは推認できる。

しかしながら、L社の当時の給与計算及び社会保険事務担当者によると、営業職員の保険料を安くしたいという会社の希望、及び歩合が毎月変動する事情等の理由により、歩合給は含めず基本給のみを報酬月額として届け出て、それに見合った厚生年金保険料を給与から控除していたとしている上、元従業員が所持している当時の家計簿の記載内容により、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に見合う保険料が給与から控除されていたことが推認できる。

また、当該期間の社会保険庁の報酬月額処理年月日は、該当年度に適時処理されており、遡<sup>さきゅう</sup>及及び訂正した処理等、改ざん等をうかがわせる不自然な点は見当たらない上、社会保険庁の記録によると、当該期間に申立人と同様に営業職であった3人の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同程度であることが確認できる。

さらに、申立期間当時、L社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる31人（当時の取締役及び給与計算担当者を含む。）に、給与明細書の有無等の保険料控除の状況について照会し、10人（当時の取締役及び給与計算担当者を含む。）から回答があったものの、申立期間において申立人の給与から申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言や証拠は得られない。

- 9 このほか、申立人が申立期間①から④までに係る厚生年金保険料並びに申立

期間⑤及び⑦に係る申立人の主張する標準報酬月額に基づく同保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料（申立期間⑤及び⑦については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料）が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 10 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料並びに申立期間⑤、⑥（昭和57年1月から同年3月までの期間及び63年1月から同年3月までの期間を除く。）及び⑦に係る申立人の主張する標準報酬月額に基づく同保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和21年3月29日、資格喪失日に係る記録を22年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、21年3月は100円、同年4月から22年5月までは420円、同年6月は600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月29日から22年7月1日まで

A社のC支店準備に従事するに際し、昭和21年3月29日付けで本社からB支店へ移り、C支店へは同年5月1日に赴任した。本社、B支店及びC支店の何処から給料が支給されていたのか不明ではあるが、申立期間にも同社に勤務し、給料ももらっていたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員記録表及び申立人の勤務状況についての詳細な記憶等から、申立人が同社に継続して勤務（昭和21年3月29日に同社本社から同社B支店に異動、同年6月1日に同社B支店から同社C支店に異動）していることが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社本社で昭和21年2月1日に被保険者資格を取得、同年3月29日に同資格を喪失し、同社C支店で22年7月1日（同支店の新規適用日）に同資格を取得している記録となっており、同社の社員記録表から勤務の実態が確認できる同社B支店での被保険者資格の得喪の事実、及び21年3月29日から22年7月1日までの被保険者記録が確認できない。

しかしながら、申立人はA社C支店の準備のため10人程度が共に従事した

としており、そのうち二人の氏名を記憶している。そのうちの一人は、同社本社で昭和21年3月10日に被保険者資格を喪失し、同社B支店で22年6月1日に同資格を取得、同年7月1日に同資格を喪失すると同時に同社C支店で同資格を取得しており、被保険者期間に欠落があるものの、申立期間の一部は同社B支店で厚生年金保険に加入している。また、残る一人については、同社B支店で21年10月1日に被保険者資格を取得、22年7月1日に同資格を喪失し、同日に同社C支店で同資格を取得しており、被保険者期間が欠落していない上、同社C支店の新規適用日（22年7月1日）に同社で被保険者資格を取得している元従業員の多くが、同日に同社B支店での同資格を喪失していることが確認できる。

これらのことから総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る給与を同社B支店において支給され、厚生年金保険料についても事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社に係る申立期間当時の被保険者名簿において確認できる申立人と同年輩の他の被保険者の記録から、21年3月は100円、同年4月から22年5月までは420円、同年6月は600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年3月から22年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日（昭和40年8月26日）及び資格取得日（41年9月10日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月26日から41年9月10日まで

私は、昭和39年7月16日にA社に入社し、現在も継続して同社で勤務しており、厚生年金保険の記録は途切れていないはずなのに、社会保険庁の記録では、40年8月26日から41年9月10日までの期間が空白になっている。間違い無く申立期間に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社において昭和39年7月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40年8月26日に同資格を喪失後、41年9月10日に同社において同資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社が交付した申立期間を包括する在籍証明書及び元同僚の証言により、申立人が同社に継続して勤務したことが確認できる。

また、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを詳細に記憶している上、A社の事業主は、社会保険の事務手続上、申立人は厚生年金保険に加入したはずであるとして在籍証明書を交付したと供述している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人以外に被保険者期間の途中が欠落している者は確認できな

い上、上記の証言を行った元同僚についても、申立期間において被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年8月分から41年8月分までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和21年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を110円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月1日から同年4月1日まで

私は、昭和16年4月1日にA社B支店（現在は、C社）に入社し、56年12月31日に退職するまでC社に継続して勤務していた。

会社名はA社、D社及びE社と何度か変更されたと記憶しているが、終戦直後の期間も含めて1日の空白期間も無く勤務しており、私の同社での厚生年金保険被保険者期間に2か月の欠落があることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

C社が保管する牽引台帳（人事記録）を見ると、申立人は、昭和16年4月1日から56年12月31日までの間、継続して同社に在籍していたことが確認できる。

また、申立人が記憶する二人の元同僚によると、昭和20年8月の終戦直後にA社B支店で申立人と一緒に残務整理要員として勤務した後、期間をおかずにD社F支店で勤務していたと証言しており、当該元同僚は、ともに申立期間においてA社B支店に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿（600人分）を見ると、そのうち249人が昭和21年2月1日に同社に係る被保険者資格を喪失している記載が確認できるものの、申立人の健康保険番

号の前後の被保険者のうち同月同日の喪失日の記載が確認できる 31 人に係るオンライン記録における喪失日を確認すると、27 人について、その喪失日は、被保険者名簿の喪失日と一致していないことが確認できる。このことについて、社会保険事務局によると、理由は不明としているが、申立期間当時、A社B支店では、応召又は徴用等により同社での在籍が確認できない従業員について、一括して21年2月1日付けで資格喪失の届出を行ったものであると思われるとしており、申立人についてはC社の牽引台帳及び元同僚の証言から判断すると、誤って資格喪失の届出が行われたことがうかがわれる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所の昭和20年1月の記録から、110円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社によると、納付を確認できる関連資料等が無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年9月1日から同年10月1日までの期間、24年9月16日から同年11月5日までの期間及び35年1月16日から37年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を21年9月1日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を24年9月16日に訂正するとともに、同社D支店における資格取得日に係る記録を35年1月16日、資格喪失日に係る記録を37年2月1日とすることが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年9月を600円、24年9月及び同年10月を8,000円、35年1月から同年4月までを1万8,000円、同年5月から37年1月までを3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、昭和21年9月、24年9月及び同年10月の保険料については明らかでない認められる。また、事業主は、35年1月から37年1月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月1日から21年6月1日まで  
② 昭和21年9月1日から同年10月1日まで  
③ 昭和24年9月16日から同年11月5日まで  
④ 昭和35年1月16日から37年2月1日まで

昭和15年3月A社に入社、昭和49年2月に定年となるまでの34年間在籍し、給料、賞与共にA社から受け取っていた。兵役服務中、及び入院治療中についても、給料、賞与共に、同社から全額支給されており、厚生年金保険料、税金等は給料から天引きであった。定年後、数度社会保険事務所に照会したが、保険料の納付記録がもれているとのことで、その間に仕事を変わったわけでもなく納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 A社から提出された人事記録及び雇用保険の被保険者記録並びに元同僚の証言から、申立人は、昭和15年3月20日から49年2月26日まで同社に継続して勤務（21年9月1日に同社E支店から同社B支店に、24年9月16日に同社B支店から同社D支店（社会保険事務所の適用事業所名は「C支店」）にそれぞれ異動、35年1月16日に同社F支店から同社D支店在籍の形でG支店へ出向）し、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる（なお、申立期間④については、同社の「入社後の経歴」の記録により、同社D支店から給与が支給されていたものと認められる。）。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和21年10月及び24年11月の社会保険事務所の記録から、申立期間②を600円、申立期間③を8,000円とし、同社が保管する人事記録の給与額から、申立期間④を35年1月から同年4月までは1万8,000円、同年5月から37年1月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、申立期間②及び③について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、事業主が申立期間④に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年1月から37年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、A社が保管する人事記録及び同社発行の社史の記載内容から、申立人が昭和19年5月20日から同社H支店に勤務していたこと、同事業所は20年8月にI軍に接收されたこと、申立人を含む現地在勤者が21年5月に帰国したこと、及び申立人が同年6月1日に同社E支店勤務を命じられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、同社I支店がI軍に接收された後の昭和20年

9月から日本に帰国する21年5月までの間（申立期間①に相当）は、特段の仕事もなかったため、給与が支給されていたか否かについてはっきり記憶していないとしており、A社では、申立人の勤務実態に応じて、社会保険庁に対する被保険者資格の得喪届を行っていたことがうかがえる。

また、申立人と同様に申立期間①以前からA社H支店に勤務していた者が5人いるが、いずれの者も既に死亡しており、当時の状況等について供述を得ることはできない。

このほか、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和60年2月27日に船員保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められることから、申立期間について、船員保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月17日から同年2月27日まで

A社B支店が保管している「船員保険被保険者名簿」には、私のC船での資格喪失日が昭和60年2月27日と記載されているにもかかわらず、社会保険事務所の記録では、同年1月17日となっており、1か月相違しているので調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支店が保管している「船員保険被保険者名簿」により、申立人がC船における被保険者資格を昭和60年2月27日に喪失していることが確認できる上、C船の元船主は、「申立人はD士であったので、下船した後もエンジンの点検をしており、船員保険には加入していた。会社の記録に間違い無い。」と証言していることから、申立人は、申立期間においても継続して船員保険に加入していたことが推認できる。

また、A社B支店が保管している「船員保険被保険者名簿」によると、申立人は申立期間以前の昭和34年9月から同社に所属し勤務していたところ、乗船する船が変わるたびに資格の得喪が6回行われていることが確認できるが、当該名簿と社会保険事務所の記録を比較すると、ほぼ一致しており、資格に関する届出が適切になされていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人について、昭和60年2月27日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店が保管している船員保険被保険者名簿における記録から、26万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年12月、5年3月及び8年7月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年12月は34万円、5年3月は32万円、8年7月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月17日から平成2年10月1日まで  
② 平成3年3月1日から9年12月21日まで

私は、昭和62年4月17日にA社に入社し平成2年10月1日に退職したが、再度、同社に3年3月1日に入社し9年12月21日まで勤務していた。8年8月から10月まで休職し、傷病手当金を受給したが、給与の6割程度の支給にしては少なすぎると感じていた。

昨今、新聞報道等で標準報酬月額の改ざんの問題を知り、A社の給与明細を調べたところ、当時の給料と標準報酬月額が違っていた。

A社に在職中の標準報酬月額を給与総額の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成4年12月、5年3月及び8年7月については、申立人が所持する給与明細書によると、給与から控除された厚生年金保険料控除額は、社会保険庁の記録にある標準報酬月額に見合う保険料額を上回っていることが確認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額により、平成4年12月は34万円、5年3月は32万円、8年7月は36万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する当該期間に係る「厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」により、社会保険庁の記録どおりの届出を行っていたことが確認できることから、事業主は、当該期間において、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年12月、5年3月及び8年7月以外の期間については、申立人が所持する給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁の記録にある標準報酬月額と一致又はそれ以下であることから、当該期間の標準報酬月額を訂正する必要性は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 7 日から 39 年 3 月 21 日まで  
② 昭和 39 年 9 月 7 日から 41 年 12 月 19 日まで

ねんきん特別便を見て、私が昔、A社とB社で勤務していた時に加入していた厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みであることを知った。

社会保険事務所では、昭和 43 年 3 月に支給済みであると言われたが、その時期にはC市にいて、そのような手続をした覚えが無いので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の社会保険事務所による事務処理では、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示をすることとされていたが、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には当該表示が無い。

また、脱退手当金の請求手続を自ら行ったとする申立人の元同僚は、自身の厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金を支給した旨の「脱」表示があると証言していることから、申立人は、脱退手当金の請求を自分では行っていない可能性がある。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 3 か月後の昭和 43 年 3 月 22 日に支給されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から52年3月まで

私の母親から、昭和42年から45年ごろに、私の国民年金保険料を20歳になった37年10月までさかのぼって、まとめて納付したと聞いた。

その後も、母親が、私の国民年金保険料を納付し続けてくれていた。その母親も、平成8年に他界し、具体的に、いつ、どこで、どのくらいの保険料を納付したかについては聞いていないが、私の国民年金手帳だと言って渡してくれた手帳の表紙が黄土色で、中に検認印のような日付のある印が押されていたのを記憶している。

また、私の母親は、当時、母親名義の不動産を売却し、保険料を一括して払えるだけの資金が十分にあったので、そのことを示す資料を提出する。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年から45年ごろに、その母親が、不動産を売却した資金で、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を過去にさかのぼってまとめて納付し、その後も保険料を納付し続けてくれていたとしているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年12月に払い出されており、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる上、申立人の母親が42年から45年ごろに申立人の加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が主張するとおり、申立人の母親名義の不動産が昭和39年に所有権移転されていることは確認できるものの、申立期間の保険料を納付して

いたとする母親は既に亡くなっており、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 1 日から 37 年 7 月 12 日まで

私は、所得税、住民税及び社会保険料を全額会社負担で賄ってくれるという条件で、昭和 25 年 4 月 1 日に、A社に入社した。

その後、A社がB社に社名変更し、事業主が替わったところから業績が急速に悪化したため、昭和 47 年 6 月で同社を退職した。

当時の給与明細書や証ひょう類は現存せず、当時の事情を知る会社役員はすべて亡くなっており証言を得ることはできないが、申立期間の厚生年金保険料は会社が全額負担してくれているはずなので、加入記録が抜け落ちていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び元同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A社における厚生年金保険の新規適用日は、申立人の入社から約 12 年後の昭和 37 年 7 月 12 日であることが確認できる上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、同月 20 日付けで、同社の代表取締役を筆頭に、取締役、監査役及び申立人の順に、被保険者番号が連番で払い出されていることが確認でき、それ以前から同社が厚生年金保険の適用事業所であったことや申立人が被保険者であったことがうかがえる事情は見当たらない。

また、同社は平成 2 年 7 月 31 日に精算終了し、元事業主も既に亡くなっているため、申立期間当時の資料や事務の取扱いについて確認し難い状況にある上、元同僚からも、厚生年金保険の適用前である申立期間において保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる証言や証拠は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 10 日から同年 11 月 15 日まで

私は、昭和 36 年 3 月 10 日から同年 11 月 15 日まで A 社で勤務した。厚生年金保険被保険者証書が交付され、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるが、社会保険庁の記録によると、申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間は存在しておらず、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人より前に A 社に入社した申立人の兄によると、申立人は昭和 36 年 3 月に高等学校を卒業後、すぐに自分を頼って同社に入社したと証言しており、申立人が申立期間に同社に在籍していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該名簿に申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番が無く、申立人の記録が抜け落ちたことがうかがえるような不自然な点は見当たらない。

また、上記の被保険者名簿を見ると、申立人が昭和 36 年 3 月の同期入社であったと記憶する元同僚二人については、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、同月に厚生年金保険の被保険者資格を新規に取得していることが確認できる 4 人のうち、入社と共に同資格を取得しているのは女性の一人だけであり、他の男性 3 人は、資格取得の 1 年前に入社していることが確認できる。さらに、申立人の兄は、33 年 3 月に高等学校を卒業後、すぐに A 社に就職したとしているが、上記の被保険者名簿によると、翌年の 34 年 3 月 3 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。これらの状況から判断すると、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間当時の事業主は既に亡くなっている上、商業登記簿の記載から、A社は平成21年5月11日付けで解散していることが確認でき、当時の関連資料や状況などが不明である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から33年12月20日まで

私は、昭和28年3月に高校を卒業してA社に入社し、B支店で勤務した。同年4月から勤務して33年12月に結婚のために退職したが、脱退手当金の制度など聞いたことも無く、実際に受け取ってもいないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、昭和35年1月12日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、申立人が申立てに係る事業所を退職した約1年2か月後の昭和35年2月15日に氏名変更された旨の記載があり、申立期間の脱退手当金が同年2月23日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は、通算年金制度創設前であり、申立人が記憶する元同僚二人についても脱退手当金の支給決定を受けた記録が確認できる。

加えて、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 6 日から同年 4 月 28 日まで  
② 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 8 月 30 日まで

私は、兄と共にA社及びB社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の被保険者期間は確認できるものの、申立期間に係る被保険者期間が無いとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人の兄と同時期にA社に入社し、退職したとしているところ、社会保険庁の記録によると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日及び喪失日は、申立人の兄に係る被保険者資格取得日及び喪失日と一致している。

また、申立人の兄とは連絡がとれず聞き取りを行うことができないため、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有する元従業員6人を把握し、当該元従業員から聞き取り調査を行った結果、申立人の名前を記憶しているとする二人の証言は得られたが、勤務していた期間については不明としている上、当時の事業主は既に亡くなっているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は、申立人の兄と同時期にB社に入社し、退職したとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、申立人の兄に係る被保険者資格喪失日と相違している。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 37 年 10 月 1 日付けで被保険者資格を喪失し、同月

29日に健康保険証を返納していることが確認できる。

さらに、申立人の兄とは連絡がとれず聞き取りを行うことができないため、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有する元従業員11人を把握し、当該元従業員から聞き取り調査を行った結果、申立人の名前を記憶しているとする7人の証言は得られたが、勤務していた期間については不明としている上、当時の事業主は既に亡くなっており、申立期間後の昭和50年から事業主となった元従業員によると、申立人及び申立人の兄の名前は記憶しているが、その勤務期間については不明としているなど、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無い上、ほかに申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月20日から7年9月10日まで

私は、平成6年5月から7年9月までの間、A社に勤務し、8年1月から13年1月までの間は系列会社であるB社で勤務した。B社では厚生年金保険の被保険者期間とされていたのに、A社では被保険者期間が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき厚生年金保険被保険者資格記録の訂正及び保険給付が行われるのは、厚生年金保険料が事業主により給与から源泉控除されていた事実があることが要件とされている。

申立人が所持する給与明細書から、申立人が平成6年5月から7年9月までの間、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁のA社に係るオンライン記録では申立人の氏名は確認できず、同社によると、同社が保管する厚生年金保険被保険者資格確認通知書について調査を行ったが、申立人に係る同通知書は無かったとしている上、申立人の申立期間に係る給与明細書から、厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立期間後に勤務したとするB社については、申立人が所持する給与明細書で厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるが、社会保険庁の記録によると、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。これについて、同社によると、給与計算事務等については、グループとしてA社において一元管理されていたとしており、この当時、A社では、グループである事業所を含め、被保険者が本来負担すべき厚生年金保険料を事業主が負担していたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 5 日から 53 年 5 月 1 日まで

昭和 46 年 5 月から 60 年 12 月までの約 14 年間、A 社で勤務していた。夫婦一緒に現場の宿舎で、住み込みで仕事を行っていた。給与は月給（現金手渡し）で食事代、布団代、保険料等は全額会社負担でしたが、給与明細書も無いので、それを確認する術がありません。厚生年金保険料は会社が支払ってくれていると信じており、しかも夫婦一緒に同じ職場で同じ仕事をしていたのに、夫婦で加入月数が違うことにも納得できません。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人の詳細な記憶から、申立人が申立期間当時、A 社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「給与は現金手渡しで受け取っており、社会保険料等は全額会社負担だったが、給与明細書も無かった。」としている上、A 社は既に解散しており、申立期間当時に事務を行っていたとする元事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務の実態や申立期間における厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、申立人は、「申立期間に健康保険証をもらった記憶が無く、健康保険証を使って病院にかかったことも無い。」としている上、社会保険事務所が保管する申立人の A 社に係る被保険者原票によると、昭和 46 年 6 月 5 日に被保険者資格を喪失した直後の同月 11 日に健康保険証を返納したことを示す「証返納済」の記載が確認できる。

さらに、申立人とは別の現場宿舎で同じような仕事をしていた夫婦についても、同じ期間、同じ場所で勤務していたにもかかわらず、そのうち一人については、厚生年金保険の加入記録が確認できない時期があり、夫婦で同一

の記録となっていない。このことから、事業主は、何らかの事情により、従業員が勤務していた期間のすべてについて厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことが推測される上、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号には欠番が無く、記録に不自然な点もみられない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 970

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 1 日から 52 年 1 月 1 日まで  
昭和 46 年 5 月から 61 年 3 月まで A 社に勤務していた。夫婦一緒に現場の宿舎で、住み込みで仕事を行っていた。社会保険料は会社が支払ってくれていると信じており、給与は現金手渡しで受け取っていたので、給与明細書も無く、保険料が控除されていたのかどうかを確認する術がありません。このような場合はどの様にすればいいのか、納得できる回答をお願いします。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人の詳細な記憶から、申立人が申立期間当時、A 社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「給与は現金手渡しで受け取っており、社会保険料等は全額会社負担だったが、給与明細書も無かった。」としている上、A 社は既に解散しており、申立期間当時に事務を行っていたとする元事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務の実態や申立期間における厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、申立人とは別の現場宿舎で同じような仕事をしていた夫婦についても、同じ期間、同じ場所で勤務していたにもかかわらず、そのうち一人については、厚生年金保険の加入記録が確認できない時期があり、夫婦で同一の記録となっていない。このことから、事業主は、何らかの事情により、従業員が勤務していた期間のすべてについて厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことが推測される上、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号には欠番が無く、記録に不自然な点もみられない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 17 日から 41 年 12 月 11 日まで  
② 昭和 41 年 12 月 11 日から 42 年 12 月 31 日まで

私は厚生年金保険の脱退手当金の請求手続を行っていないのに、年金記録では脱退手当金を受給したとされているため、これを訂正してほしい。

私が脱退手当金を受給していないとする理由は、i) 会社退職時に厚生年金保険の脱退手続を行っておらず、会社からも説明が無かったこと、ii) 脱退手当金裁定請求書の写しを入手したが、このような書類を書いた覚えは無く、私の筆跡と明らかに異なっており、私自身が書いた場合であれば、住所については番地まで書くか、当時の慣例でA町と書いたはずであるのに、この記載が無いこと、iii) 脱退手当金裁定請求書の提出日とされる日に私は社会保険事務所へ行っておらず、そもそも管轄が同事務所であることを知らなかったことである。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人の脱退手当金に係る裁定請求書を見ると、同請求書に記載の筆跡は申立人の筆跡とは異なっているとみられるものの、申立人が申立期間②において勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立人と前後して退職し、脱退手当金の受給資格である2年以上の被保険者期間が認められる女性17人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、再就職した9人を除く8人全員の支給記録が確認できる上、8人全員が被保険者資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求が行われたものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票には、

脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約3か月後の昭和43年4月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に特段の不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から29年3月1日まで

私は、昭和27年9月末にA社に入社したが、社会保険庁の記録によると、入社当初の厚生年金保険加入記録が抜け落ちており、29年3月1日から被保険者資格を取得したととされているので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する元同僚の証言などから、申立人が申立期間においてA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元同僚の一人は、大学卒業直後の昭和28年4月に入社したとしているものの、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年10月1日であることが確認できる。また、申立人は、社長の長男について、申立人が入社した27年10月時点では大学生であり、遅くとも30年ごろには入社していたと記憶しているが、社会保険庁の記録によると、社長の長男の資格取得日は35年6月1日であることが確認できる。これらのことから、A社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和29年3月1日に健康保険番号「\*」の健康保険証の発行を受けていたことが確認できる上、それ以前に健康保険番号の欠番等は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、事業主によると、申立期間に係る関連資料等は現存していないとしており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事

情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月 13 日から 30 年 9 月 1 日まで

私は、従業員としてA社において、立派な社長のもとで父と一緒に何年か働かしていただきました。年金をもらう時に年金をかけていただいていたといわれても、納得できません。調査をお願いします。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立てに係る事業所であるA社において、昭和 28 年 6 月 1 日から 30 年 9 月 1 日まで勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の記録によれば、申立人は、当該事業所において 24 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、27 年 8 月 20 日に同資格を喪失、同年 11 月 1 日に同資格を再取得、同年 12 月 15 日に同資格を喪失、28 年 6 月 1 日に同資格を三たび取得し、同年 8 月 13 日に同資格を喪失しており、申立期間の被保険者期間が確認できない。

また、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が「A社において一緒に勤務した。」と供述する元同僚 3 人についても、一人は申立人より 1 か月後に、二人は申立人より 1 か月前に、それぞれ厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立人同様、それ以降の当該事業所に係る被保険者記録は確認できない上、申立期間当時の整理番号に欠番は無く、名簿の記録に不自然さはみられない。

さらに、A社は、既に解散しており、申立期間当時の状況が確認できない上、所在が確認できた元従業員二人から、申立期間当時の状況について確認を行ったが、申立人に係る証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほ

かに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる  
周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する  
と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を  
事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月1日から37年6月27日まで

私は、昭和27年3月11日から37年6月27日までA社B事業所に厚生年金保険第3種被保険者（坑内労働者）として勤務していたが、34年3月1日から37年6月27日までの間が、厚生年金保険第1種被保険者になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和27年3月11日から37年6月27日までの間、A社B事業所において、第3種被保険者（坑内労働者）として継続して勤務していたとしているが、申立人が所持する給与明細書を見ると、申立期間に係る給与明細書に記載されている「年金保険料」の金額は、第1種被保険者に係る保険料率により算定された保険料と一致することが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社B事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の職種欄を見ると、昭和27年3月11日に第3種被保険者を意味する「内」により資格取得していることが確認でき、34年3月1日に第1種被保険者を意味する「①」に種別変更されていることが確認できる。

さらに、申立人が所持する給与明細書を見ると、申立期間の直前の期間に係る同明細書の名称は、「採炭跡間賃金支払袋」であり、申立期間から「日役賃金支払袋」に変更されていることが確認できる。

これらのことから、A社は既に廃業しており当時の状況は確認できないものの、同社は、申立人について、社会保険事務所に対して昭和34年3月1日付けで第3種被保険者から第1種被保険者への種別変更の届出を行い、第1種被保険者に係る厚生年金保険料を給与から控除していたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 10 日から 7 年 8 月 31 日まで

私がA社で働いていたことは上司が証明してくれるはずであり、給与明細は残っていないが、当該上司は給与から厚生年金保険料が引かれていたとのことであるから、私の給与からも厚生年金保険料が引かれていたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の元上司二人（A社における厚生年金保険被保険者期間は、いずれも昭和 62 年 9 月 1 日から平成 5 年 3 月 26 日まで）の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、当該元上司は申立人の勤務期間を覚えておらず、申立人に係る雇用保険の記録も確認できないため、申立人の勤務期間が特定できない。

また、当該元上司が、「自身の給与は毎月定額であった。」としているのに対し、申立人は、「雨の日と日曜日は休日となる日額月給制であった。」としており、当該元上司と申立人の給与の計算方法が違っていたことが推認できる上、当該元上司は、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が引かれていたかどうかは不明であるとしている。

さらに、申立人は、別途、今回の申立期間を含む平成元年 8 月から 12 年 4 月までの期間に係る国民年金保険料の納付についての当委員会への申立てに際し、申立期間当時、国民健康保険に加入していたこと及び日払いで給与を受け取るアルバイトであったことを主張していた。また、今回の申立てに当たっては、「申立期間当時、健康保険証を使った覚えは無い。」としており、申立期間当時、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者名簿を見ると、申立

人の氏名の記載は無い上、当該名簿の健康保険番号に欠番は無く、記録に不自然な点はみられない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 25 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで  
③ 昭和 52 年 2 月 1 日から同年 9 月 25 日まで

申立期間①については、中学校を卒業後、昭和 30 年 3 月 25 日にA社に入社し、月 3,000 円ぐらいの給料をもらっていた。申立期間②については、B社に知人の紹介により 41 年 10 月から勤め始めた。申立期間③については、52 年 2 月から自分でお願いして再度同社に勤務し始めた。すべての申立期間について、実際に勤務していた期間より厚生年金保険の被保険者期間が短いため、調査願います。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、地元の中学校を卒業後、昭和 30 年 3 月 25 日付けでA社に入社し、31 年 4 月 25 日まで同社で勤務したと主張しているが、社会保険庁の記録によると、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は 30 年 8 月 1 日であることが確認でき、申立期間の被保険者記録は無い。

また、申立人が自分より 1 年後に中学校を卒業し、昭和 31 年 4 月にA社に入社したとする元同僚二人及び当該元同僚のうち一人が同月以前から同社に在籍していたと記憶している別の元同僚一人、並びに同年 10 月 20 日ごろに入社した元従業員一人については、社会保険庁の記録により、いずれも同年 11 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該元同僚の証言を併せて考えると、同社では、期間が一定ではないものの、試用期間を設け、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、上記の元従業員は、試用期間中には厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったと証言している。

- 2 申立期間②については、申立人は、昭和41年10月1日にB社に入社したと主張しているが、申立人の同社に係る雇用保険被保険者資格取得日は43年1月5日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者の資格取得日(43年1月1日)とおおむね一致する。

また、B社の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、証言を得ることはできないものの、申立人と同じ昭和41年10月ごろに同社に入社したとする元事務員は、自身の厚生年金保険被保険者資格取得日が43年2月1日であることについて、「試用期間があったのかもしれない。」と証言しており、同社では、入社後すぐに厚生年金保険の加入手続を取らなかったものとみられる。

さらに、経理事務を担当していた当該元事務員は、厚生年金保険に加入していない時には保険料は控除していなかったと証言していることから、厚生年金保険の加入手続をする前の申立人の給与から事業主により保険料が控除されていたとは考え難い。

- 3 申立期間③については、申立人は、昭和52年2月1日にB社に入社したと主張しているが、申立人の同社に係る雇用保険被保険者資格取得日は同年9月26日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者の資格取得日(52年9月25日)とおおむね一致する。

また、申立人が保管する給与明細書(昭和52年5月から同年7月までの期間、同年9月及び同年10月に係る分)によると、同年10月分の同明細書のみ厚生年金保険料が控除されている旨の記載があり(翌月控除)、申立期間において保険料が控除されていたことが確認できないことから、申立人が当該期間に同社で勤務していたことは確認できるものの、厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間、申立人は事業主により給与から保険料を控除されていなかったものと推認できる。

- 4 このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から 33 年 1 月 30 日まで

昭和 31 年 3 月 1 日から 33 年 1 月 30 日まで、定時制高校に通いながら A 社に勤務した期間の厚生年金保険記録がありません。現在の B 社に問い合わせても、37 年の火災で資料が焼失して分からないという回答でした。調査してください。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な申立内容から、期間は特定できないものの、申立人が、A 社（現在は、B 社）において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B 社は、A 社に係る資料が昭和 42 年の当該事務所の火災により滅失し、保存されていないため、当時の状況は不明であるとしている上、当時の給与事務担当者も既に亡くなっていることから、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人が氏名を記憶していた元同僚一人を含む所在の確認ができた元従業員 24 人に照会を行い 14 人から回答があったものの、いずれの元従業員も申立人のことを記憶していない上、申立人が氏名を記憶していた元同僚一人が名前を掲げた、夜学に通いながら勤務していたとする二人についても申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、事業主は在学中の従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者記録に氏名が確認できる元従業員の一人は、「私は正社員だった。正社員なら、ミーティングで必ず顔を合わせているはずである。全く記憶に無いということは、申立人は正社員の扱いではなかったのではないか。」と証言している。

加えて、社会保険事務所が保管している A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は記載されていない上、同名簿の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点はみられない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで  
A社に入社したのは、昭和 33 年の春のはずである。同年 10 月からしか年金記録が無いのはおかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿を見ると、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 33 年 10 月 1 日であり、元同僚（故人）の同資格取得日も同日であることが確認できるが、申立人は、自分を当該事業所に誘った当該元同僚の入社日は自分よりも早かったと思うと供述しており、当該元同僚は入社と同時に厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者名簿において確認できる同社の元従業員 5 人のうちの一人は、申立人のことを覚えており、申立人が当該事業所に入社したのは昭和 33 年 4 月ごろだと思うと証言しているが、申立人が入社後すぐに厚生年金保険に加入していたかどうかまでの記憶は定かではない上、残る 4 人は、申立人のことを覚えておらず、「A社には試用期間があった。」と証言しており、当時の事務担当者は、「厚生年金保険に加入していなかった試用期間中の従業員の給与から厚生年金保険料を控除するような事業所ではなかった。」と証言している。

これらのことから、申立人が申立期間に当該事業所で勤務していたことは推認できるものの、当該事業所においては試用期間を設け、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかったものと推認され、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和53年9月1日から54年9月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、平成14年4月28日から同年5月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年9月1日から54年9月1日まで  
② 平成14年4月28日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和53年9月から54年8月までの標準報酬月額が18万円になっていますが、52年9月から53年8月までの標準報酬月額は24万円、54年9月から55年9月までの標準報酬月額は28万円であるから、53年9月から54年8月までの標準報酬月額は26万円だと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

また、B社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であった期間について、所持している給与支給明細書を見ると、平成13年5月から14年4月までの給与（12か月分）から厚生年金保険の保険料が控除されているが、社会保険事務所の記録では、被保険者期間が13年5月から14年3月までの11か月間となっており納得できません。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していた期間のうち、昭和53年9月から54年8月までの標準報酬月額が18万円であり、前年及び翌年の標準報酬月額と比較して大きく変動していることについての不自然さを主張しているが、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、複数の従業員の標準報酬月額についても申立人と同様の変動があり、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、A社の事務代行を行っているC社の担当者は、「当時の給与台帳などは、法定の保存期間を経過しているため廃棄しており、当時の状況は不明であるが、現場から内勤に変わるなど、勤務地、勤務場所、諸手当及び残業代の多寡によって標準報酬月額の変動することもあり得る。」と回答している。

さらに、申立人は給与支払明細書等を保管しておらず、また、事業主も給与台帳を保管していないため、申立人の給与額等について確認することができず、社会保険庁の記録にある標準報酬月額との差異等について検証することはできない。

このほか、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情等も確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、社会保険庁が管理するB社に係る申立人の被保険者記録を見ると、資格取得が平成13年5月7日、資格喪失が14年4月28日、被保険者月数が11か月として記録されていることが確認できる。

また、B社が保管する申立人に係る給与台帳を見ると、平成13年5月から14年4月までの12か月の厚生年金保険料を控除されていることが確認できるものの、同社の事務担当者は、「申立人に係る人事記録を確認したところ、退職日は14年4月27日である。」と回答している。

さらに、B社における申立人の雇用保険加入記録においても、資格取得が平成13年5月7日、資格喪失が14年4月27日となっていることが確認でき、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と一致することから、事業主が、当月控除にもかかわらず、誤って被保険者資格の喪失月（14年4月分）の保険料を控除していることが確認できる。

しかしながら、被保険者期間については、厚生年金保険法第19条第1項の規定により、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、保険料については、同法第81条第2項の規定により、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされていることから、資格喪失月を被保険者期間に算入することはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月21日から32年2月21日まで  
申立期間の年金記録は、一時金(脱退手当金)による削除となっているが、一時金を支給された記憶が無いので、年金記録の調査と訂正を求める。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年3月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、社会保険庁の記録を確認したところ、申立人が勤務していた事業所を最終事業所として脱退手当金が支給決定された記録のある女性の厚生年金保険被保険者20人のうち15人について、厚生年金保険被保険者資格喪失日の6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、当時、当該事業所においては、事業主による代理請求がなされていたものと推認することができる上、複数の元同僚は、「退職するときに厚生年金保険に関して、継続しますか、脱退しますかと会社から話があった。まだ、国民年金制度が無かったので、脱退することにし、会社に代理請求をお願いした。」「当時の風潮や常識的な判断として、結婚やその他の理由であっても、仕事を辞める時は、再就職はしないと考え、一時金に関しては、その手続をして受給するのが普通だった。」とそれぞれ証言している。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。